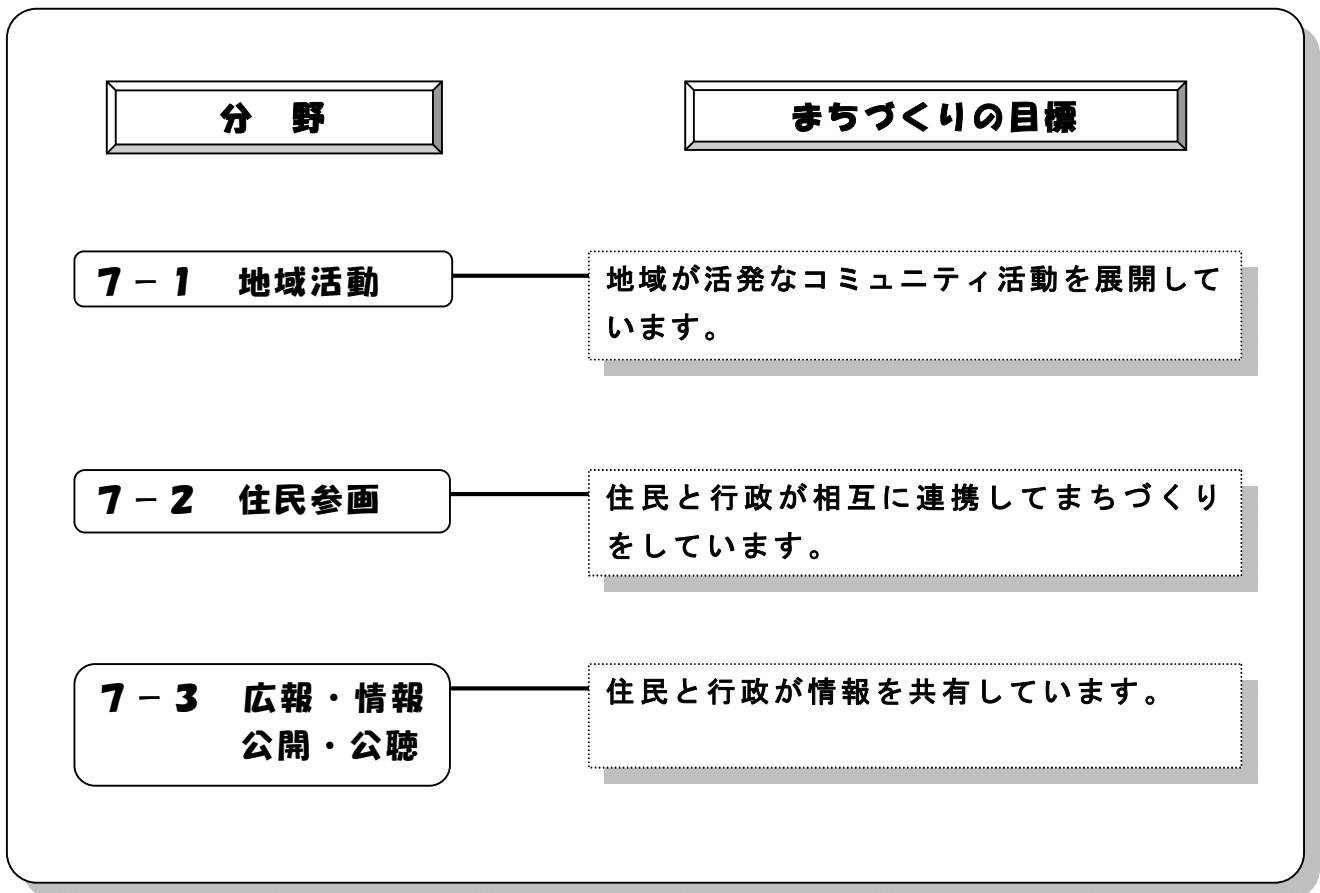


### 第3章 計画推進のための柱

まちづくりの柱

## 第7節 協働

#### 【施策体系】





## 7-1 地域活動

### ■現状と課題

- 自治会への加入率は、平成24年4月現在において79.1%となっていますが、地域活動を強化するためには自治会への加入促進が必要です。また、活動を活発化させるための支援も必要となっています。
- 公民館や地域集会所などの整備状況に満足している住民の割合は72.6%となっています。
- 核家族化や地域内でのふれあいの機会が希薄化し、個人あるいは家庭内で対応できない問題が発生しています。このようななかで、地域活動は、自分の関心のある活動を通じて、自分の価値観を見いだす場ともなっており、その支援が必要となっています。また、自治会や子ども会、老人クラブなど住民同士の連携に加えて、議会・行政などとの協働を進めていくことも、より効果的な問題解決に必要となっています。

### ■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	地域が活発なコミュニティ活動を展開しています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	地域の特性を活かした活動の支援		企画調整課	
	地域活動環境の整備		企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○活発な地域活動を促すため、活動の支援や環境の整備を行います。		○地域に関心を持ち、積極的に地域活動に参加します。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
自治会の加入率	82.0% (H19)	79.1%	85%	85%
公民館や地域集会所などの整備状況に満足している住民の割合	70.9%	72.6%	➡	➡
自治会の活動に参加した住民の割合	55.0%	55.7%	➡	➡
青年団体、女性団体、老人クラブなどの活動に参加した住民の割合	18.3%	15.0%	➡	➡

※自治会の加入率：《目標値変更》核家族化やアパートの増加などにより、中間目標を達成できなかったため、地域活動の支援などを通じ、加入率増加に取り組みます。《中間値》平成24年4月号広報配布世帯数 8,130世帯 ÷ 平成24年3月末世帯数 10,276世帯

## 7-2 住民参画

### ■現状と課題

- 協働したまちづくりを推進するため、まちづくり基本条例の推進が必要となっています。
- 地方分権時代における地域での自主的なまちづくりを進めるため、これまでの本町の取り組みを積極的に推進し、発展させることが求められます。
- 住民のボランティア意識の高揚を図り、行政主導型から住民が直接携わることのできる範囲を広げ、よりよいまちづくりや地域づくり活動の活性化を図ることが大切です。そういった観点から、公民館をコミュニティづくりの「核」として小学校区ごとに地区まちづくり協議会が組織され、住民が主体となった活力あふれる創造的なまちづくりを推進しています。
- 行政への住民参画を推進するため、さらなる公募委員の活用などが求められています。また、委員会の会議録の公開や、委員会そのものの公開の検討も必要となっています。
- NPO※、福祉ボランティア団体など、あらゆる分野での住民活動をより活発化させ、まちづくりへの住民参画をさらに進める必要があります。
- 若者や団塊の世代などの定住促進や活動を活性化させる施策の推進が求められています。

### ■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	住民と行政が相互に連携してまちづくりをしています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	住民参画のための仕組みづくり		企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	住民参画環境の整備		企画調整課	
	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○住民との協働を図るため、住民が参画できる仕組みを推進します。		○まちづくり事業に進んで参画します。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
公募委員のいる委員会などの数 (50委員会などの内)	3委員会など	3委員会	10委員会など	10委員会など
新たな住民参画事業数	0事業	2事業	➔	—
まちづくり協議会数	—	9団体	—	➔
NPO法人※数	1法人	3法人(H23)	➔	➔
まちづくり、まちおこしなどの提言や住民活動に参加した住民の割合	4.4%	2.9%	➔	➔

※公募委員のいる委員会などの数：《目標値変更》応募者が少なく中間目標値を達成できませんでした。が、応募しやすい環境づくりに努めていきます。

※新たな住民参画事業数：《指標変更》まちづくり基本条例に基づく指標「まちづくり協議会数」に変更します。

※NPO法人：NPO（民間非営利組織）のうち、特定非営利活動促進法に基づき、都道府県または国の認証を受けた団体のこと。

## 7-3 広報・情報公開・公聴

### ■現状と課題

- 広報たるいをベースに、町ホームページなどの媒体を活用しながら積極的に情報提供し、住民との情報の共有を図っていくことが必要となっています。
- 広く住民の意見を行政施策に反映させるため、地域ふれあいトークやパブリック・コメントなどを積極的に活用するなど、公聴機能の充実が必要となっています。
- 住民と行政との情報共有の観点から情報公開の推進が必要となっています。

### ■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	住民と行政が情報を共有しています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	情報提供の充実		総務課 企画調整課 関係各課		
行政と住民・事業者の役割	公聴機能の充実		企画調整課 関係各課		
	行政の役割		住民・事業者の役割		
	○住民と容易に情報共有ができる仕組みを整備します。		○情報を積極的に活用し、提案を行います。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	ホームページのアクセス数	94,806件	121,386件 (H23)	120,000件	150,000件
	まちづくり提案箱の提案件数	52件	23件(H23)	100件	150件
	まちづくり出前講座の件数	8件	12件(H23)	20件	30件
パブリック・コメント実施件数(累積)	0件	26件	